

## 平成26年度第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 議事録

1 日時：平成26年10月27日（月）午後1時30分～2時30分

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター5階 講習室2

3 出席者：

(1) 委員

横山 清亮委員（会長）、潮来 克士委員（副会長）、稲垣 總一郎委員

小川 真実委員、織戸 正道委員

(2) 事務局

吉原市民総務課長、佐久間市民総務課長補佐、宮本総務係長、石橋主任主事、  
石垣主事

山根市民サービス課長、安藤スポーツ振興課長、齋木市民自治推進課長補佐、  
神崎文化振興課主査

田島中央区地域振興課地域づくり支援室主査、田野花見川区地域振興課地域づくり支援室長、南雲稲毛区地域振興課地域づくり支援室長、三浦若葉区地域振興課地域づくり支援室長、渡辺緑区地域振興課地域づくり支援室長、坂本美浜区地域振興課地域づくり支援室長

4 議題：

(1) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について

(2) その他

5 議事概要：

(1) 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について

各部会の報告内容について事務局より説明し、質疑応答の後、選定・評価等の運営に対する意見交換を実施した。

(2) その他

議事録の公開等について、事務局から説明をした。

6 会議経過：

○佐久間市民総務課長補佐 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、平成26年度第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、市民総務課課長補佐の佐久間でございます。

す。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づきまして、公開されております。なお、現在のところ、傍聴人の方はいらっしゃいません。

また、本日は、地球温暖化対策の一環といたしまして、職員は軽装とさせていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、委員の皆様のご紹介でございますが、お手元の資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」の5名の委員の皆様でございます。なお、前回の委員会から変更はございませんので、この委員名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、本日の会議の所管課長でございます市民総務課長の吉原からご挨拶申し上げます。

○吉原市民総務課長 市民総務課長の吉原でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より、市政各般にわたり、多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本年度は平成25年度に指定管理者が行った施設の管理に係る評価を中心に、市民・文化部会をはじめとする8部会を、延べ10回開催させていただきました。7月に委員の改選がございましたが、スポーツ部会及び各区役所部会におきましては、委員改選前に開催させていただき、市民・文化部会につきましては、同じく、委員改選前に、新たに市民活動支援センターを指定管理とする選定を行いました。

委員改選後につきましては、市民・文化部会におきまして、平成25年度評価のほか、文化交流プラザの総合評価、また、非公募による次期指定管理者の選定に係る事業計画等について、先週の22日にご審議いただいたところでございます。

委員の皆様には、書類のご確認や部会への出席、また、多くの施設の視察など、ご負担をおかけいたしましたことと思っております。おかげさまで、多くの貴重なご意見をいただくことができ、感謝いたしております。

本日は、各部会の内容をご報告するとともに、選定や評価のご審議をしていただいた中で委員の皆様がお気づきになられた点などにつきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

皆様からのご意見を踏まえ、指定管理者制度の効果が十分発揮できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、これまで同様、豊富なご経験と高いご見識をもとにご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○佐久間市民総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、資料の確認を改めてさせていただきます。

まず、「次第」と「席次表」でございます。

そのほかに、別とじて、資料1が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」、資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」、資料3が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告（平成25年12月～平成26年8月）」。

続きまして、参考資料でございますが、参考資料1が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議

の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、参考資料3が「部会の設置について（平成24年7月24日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」。

以上の資料をお配りしております。おそろいでございましょうか。

それでは、続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日は、全ての委員さんにご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づきまして、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を会長さんをお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○会長　　よろしく願いします。

それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしく願いします。

議題1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について」に入らせていただきます。

まず、各部会の報告について、事務局よりご説明をお願いします。

○吉原市民総務課長　　それでは、失礼いたしまして、着席のまま、ご説明させていただきます。

各部会の開催状況についてご報告いたします。初めに、資料2をご覧ください。こちらは、市民局指定管理者選定評価委員会で審議する施設の一覧でございます。

最初に、昨年度の12月以降に、指定管理予定候補者の選定を行った施設について簡単にご説明いたします。

まず、網掛け表示部分の上から2つ目、市民活動支援センターですが、こちらは、本年度より指定管理者を導入することとなったため、市民・文化部会におきまして、昨年度、指定管理予定候補者の選定を行っていただきました。

また、その6つ下、文化交流プラザにつきましては、今年度で現在の指定期間が満了となることから、来年度からの次期指定管理者の選定に向け、今年度は年度評価とあわせて総合評価を実施いたしまして、次期指定管理者選定に向けてのご意見をいただくとともに、先日、非公募にて申請者より提出された事業計画書等の内容について、委員の皆様よりご意見をいただいたところでございます。

各部会の具体的な審議内容につきましては、次の資料3をご覧ください。こちらは、昨年度12月から今年度8月までに開催された各部会の報告内容を一覧にまとめたものでございます。

初めに、先ほどもご説明させていただきましたが、平成25年度に審議していただきました市民活動支援センターの指定管理予定候補者の選定結果についてご報告いたします。

1ページ目でございます。平成26年度より指定管理者を導入することとなったため、市民・文化部会におきまして、指定管理予定候補者の選定を行っていただきました。結果につきましてはご覧のとおりで、応募者2者のうち、特定非営利活動法人まちづくり千葉・リベルタちば共同事業体を指定管理予定候補者とすべきものとして選定していただきまして、答申をいただきました。答申内容につきましては、ご覧のとおりでございます。この

答申を受けまして、市といたしましても、当該申請者を指定管理予定候補者と決定いたしまして、2月に開催されました千葉市議会第1回定例会において、指定議案を提出し、可決されましたので、指定管理者に指定するとともに、基本協定を締結し、本年4月1日より管理運営を開始しております。

次に、今年度に審議していただいた内容についてご報告いたします。

2ページ目からは年度評価でございます。答申内容につきましては、ご覧のとおりでございます。ほぼ全ての施設について、概ね事業計画どおりの実績・成果が認められるとの評価をいただいております。

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、施設の管理運営を適正に行い、より良い施設とするため、市と指定管理者にて十分に反映していきたいと考えております。

なお、2ページ目の文化交流プラザにつきまして、こちらも先ほどの資料2の説明の中で触れさせていただきましたが、今年度が指定期間の最終年度に当たることから、7月に年度評価とあわせて総合評価も行い、次期指定管理者選定に向けてのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、先週22日に非公募にて申請者から提出された事業計画書等について委員の皆様よりご意見をいただいたところですが、現在、答申内容等を取りまとめているところでございますので、次回の選定評価委員会で報告させていただきます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、運営等に対するご意見がございましたら、ご発言をお願いします。委員、いかがでしょうか。

○委員 前日も発言させていただいたので、新たにつけ加えることは、今回は特にございません。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 特にないです。大体、書かれているとおりで、それ以上つけ加えるほどのことはないということです。

○会長 全体の運営についてのご意見をお伺いしています。どうぞ、委員。

○委員 私は、いくつかの区役所部会に関係させていただいているのですが、他の区役所部会について情報がないので、何か目立った話とか懸案事項があったら教えていただくと幸いです。

○委員 私は区役所部会をやっています、たまたま極端に、農村地帯のところがありまして、それともう一つは、都会の方がありまして、非常に対照的なところなんです。片一方は純農村地帯みたいな、地元の人たちが来る、片一方はサラリーマンが来る、そういう対照的なところだったんですね。

サラリーマンばかりがいっぱい使うのはいいんですけども、そちらはそちらでやっているんですけども、そういうのは民間でやれるようなものでもあるような。サラリーマンがみんなやってくるという。一方は本当に農村地帯で寂れているところというか、非常

に難しい。そういうのをたまたまやっています。

○委員 私は、来年度から区役所部会のほうに入るみたいなんですが。確か区役所部会の方に入るようなのですけれども、言っちゃって大丈夫ですよ。違いましたっけ。

○吉原市民総務課長 来年度。

○委員 何か、委員の分担が変わるらしくて。

○吉原市民総務課長 来年度というか、今年度です。

○委員 今年度ですか。

ちょっと行政のほうに聞きたいんですけども、区役所部会の話が今出たので伺いたいんですが、農村地域の方と都市部の方とで地域振興のバリエーションというのを考えていらっしゃるのかなという。特色があったら、今後、教えていただきたいなど。事業者の計画書と報告書を査定するときの参考にしたいので。

この委員を務めさせていただいて、当初の計画書と実績報告書の乖離が結構目立つようになってきたなど。そのほうにちょっと意見が集中するようになってきたので、何か、そこは業者のほうにも改善を促したほうがいいのではないのかなと思いました。

あと、他の区役所部会でも出た話なんですけど、地域代表の委員の方々の意見によりますと、類似施設がある、そうなったならば、生活者の動線で考えていただくと、やっぱり重複したような事業があると共食いのような状態になっているので、それもちょうと検討事項として挙げてほしいという意見を大分受けております。

だから、民間委託の流れというのは変わらないと思うんですよ。これからもどんどん増えていくかと思います。そうなったときに、同じ千葉市の施設であって、民間委託して、それで、公益性の観点から業績を出すように求められるんですけど、その中で、両方から、競争ならいいんですけども、顧客の奪い合いのような形になるというのは、ちょっと本末転倒だなという形もするので、そこは慎重に検討していかなければならないのではないかなと思います。

○会長 今、一部ご質問がありましたが、それは区役所部会だけじゃなくて、もしかすると全部に関わる、恐らく、市役所の部局を越えたお話だと思いますのでなかなか答えにくいのもかもしれませんけれども、事務局のほうでいかがでしょうか。

○吉原市民総務課長 委員さんにご確認させていただきたいんですけども、当初計画と実績との乖離が目立ち始めているというお話があったんですけども、それは選定時の提案書に対して、年度評価をする中で上がってくる実績との乖離という意味でしょうか。

○委員 いや、ちょっと今回資料を持ってきていないんですけど、財務データがちょっと気になるのです。財務データがちょっと。あれは、計画書と実績報告書の両方とも市役所のホームページに公開するんですか。そこまでしないですよ。評価シートですよ、公表するのは。

○吉原市民総務課長 はい、そうです。

○委員 何かその基礎となっている計画書と報告書については非公開ですか。

○吉原市民総務課長 運営の内容というよりも財務というか、運営経費とか収入の関係のことでしょうか。

○委員 いろいろありますけれども。この間持ってきたときには話をしたと思うんですが。だから、資料の公表の仕方が評価シート1枚でしょう。その基礎となっている資料を

見れば、結構、突っ込みどころがいっぱいあるんですよ。

まあまあ、それはもう制度上の仕組みとして致し方ないとしても、ちょっとそこは何か方法を考えたほうがいいんじゃないのかなという。業者からの抵抗もあると思うんですけども。

○会長　　いわゆる情報公開もという、そういうご意見ですか。

○委員　　まあ、そうですね。可能であれば。

だから、評価シートしか公表しないのであれば、一時期ちよつともめていたんですけども、業者のほうで作成している法定書類というのがございますよね。決算公告とか、事業報告とか。一部については、提出することを拒んでいますよね。拒んだことがありますよね。市の方針として、もうそこまでの情報の提出はしなくてもいいんじゃないかというふうに話は出ていませんでしたっけ。

○吉原市民総務課長　　部会のほうで、でしょうか。

○委員　　だから、そもそもそういうデータが非公表だったら、情報収集に関してはやっぱり法定書類を出していただいても差し支えはないと思うんですよ。

ただ、その辺、市のほうでも制度全体をどこが把握しているんだろうというのがずっと気になっていたんですよ。

ある種、評価シート1枚だったら、有価証券報告書の監査報告書を1枚出しておいても同じじゃないですか。だから、その基礎となるところが、非公開だったら部会の中で取り扱う分には問題ないんじゃないかなと思うんですよ。しかも、法定書類だったら。法の定めによって作成が義務づけられているものであれば。

○吉原市民総務課長　　それは、部会の評価の中でということですか。

○委員　　そうそう。会社に関する事業報告。会社自体の財務状況とか倒産・撤退のリスクを考えるときに。

○会長　　すみません、財務諸表の提出書類について、何か共通のルールを作ったような。過去、何回分かさかのぼって。

○吉原市民総務課長　　一応、基準はございます。それで、貸借対照表と損益計算書、これは必ず出してもらえるということになっていまして。

○委員　　会社法適用会社だったら事業報告まで出してもらっても全然差し支えないですよ。だから、業者の情報開示に対する市役所の要求の仕方がちょっとまちまちというか。

○吉原市民総務課長　　市民・文化部会に所属する公認会計士の委員さんからのご意見として、赤字が出ている団体についての経営状況を判断するのは、当年度分だけではなかなか難しいものがあるので、過去3年分ぐらいのものが欲しいなというご意見があるので、それは求めましょうということでやっているんですけども。

それを市として全体の指定管理者制度を所管しているところに、こういう話があったんですけどもということで照会したところ、今、求めているものとして、貸借対照表と損益計算書を必須のものとして求めているのは、公募の際に業者に余り負担にならないようにとか、応募者が広く集まってくるようにというところで、そこで留めているという、一応、見解は示されたんですけども。

ただ、各部会の中で、委員会の中で、例えば私どもは市民局ですけども、市民局の委

員会の中でそういう意見が出て、それが必要ということであれば、それはそれぞれでもってやっても構わないというようには返事はもらっています。

○会長　じゃあ再度、また、ここでご意見として出していただいて。

○委員　そうですね。

○会長　何の中身を求める、というような。それをまた、うちのほうで。

○吉原市民総務課長　それで、なかなか、今現在やっている選定・評価というのは、既に選定・評価された団体についての評価をやっていますので、提案時に求めている資料を今現在において、財務関係の資料を求めるというのは、なかなか抵抗があるかなというようなことも考えられますので。来年、次期指定管理者の選定で変わりますので、その段階では最初からある程度のものを求めていくようにすればいいかなというふうにも考えられます。

○委員　別に提案時になかったといっても、法定書類であれば問題ないでしょう。

○会長　実際に、抵抗されたことはあるんですか。

○吉原市民総務課長　すみません、ちょっと。多分、委員さんがお話になっているのは、私が出ていない部会なのでわからないですけれども。

○委員　少なくとも今年に関しては、単年度ですけれども、必要な書類は出ていたと思うんです。

ただ、通常、何かを見るためには、当然、2年とか3年とか比較したところで見ないと正しい評価はできないとは思って、そういう意味では、3年分の資料を見て、それで判断したほうがいいとは思っていますけれども。今おっしゃるみたいに、この選定のときにそういう形で出してもらおうというのが、それはそういう形がいいんじゃないかなと思います。

○会長　次期の募集の際に、そういうふうにやっていただくという。今、3年とおっしゃいましたけど、3年分あれば十分ですか。

○委員　普通3年だと思っただけですね。何かやるときに出示していただく資料として、期間としては3年ということ。

○会長　いわゆる、会計の常識というようなところで。

○委員　最低限、2、3年分の決算書を出していただいて、1年分だけじゃわからないですよ。そういうので、確かに、大分前にどこかの部会では、ちょっと前のものを出してもらわないとわからないという話になったんです。1期だけだとわからない。

○会長　今、黒字の場合は1カ年で、赤字の場合は3カ年、直近の期ですけれどもね。一律3年は必要だと、そういうご意見でしょうかね。

○委員　委員のおっしゃっているのは、事業報告書ということですか、足りないのは。

○委員　それもということですよ。要するに、法定書類、法定で決められた、当然作成しているだろう書類をという。ただ、これは公開会社でなければ外には出さないの、株主さんにしか出さないの。どこにでも出すわけじゃないから。

○委員　決算公告しますよね。

○委員　いやBS、PL。でも決算公告していないところもありますけれどもね。それは、こういうところに出てくる会社はやるべきだとは思いますがけれども。

○会長　先ほどの、事務局のおっしゃったのは、ハードルを下げるために、多少は簡略化してという、そういう要請もあるということですね。

○吉原市民総務課長　　公募する段階でこういったものを求めていくということにしておけば、問題はない。それを承知の上で応募してくるんですから、それはもう、求めるのも可能かなというふうに思いました。

○委員　　法定書類という定めになれば問題ないと思うんですよ。

○吉原市民総務課長　　それで、事業報告など、市民・文化部会のほうでは必要ではないかというご意見もいただきまして、求められるところは求めましょうということになったのですが、ただ、今お話に出たように、公開していない会社もあるので、そのところは、出してもらえるところはということにしたんですけれども。

○委員　　法の趣旨にのっとれば、会社法適用会社は法定書類を作成して決算公告をやっているのは義務づけられているので。それをできないというのだったら、そもそも参入する資格がないと思うんですよ。

○委員　　ただ見ていると、会社法適用会社って、今回、私が見た中では少ないですよ。ほとんど、会社法適用会社、要するに大会社じゃないですよ。会社法適用会社ってそういう意味ですよ。大会社という意味ですよ。

○委員　　そうです。

○委員　　そういう意味では、ほとんど適用されていない会社ですよ。だから、そうは言っても、ちゃんとやるべきだという話はそうなんですけど、実際のところは。

○会長　　この資料3の1ページ目にある、NPO法人だとこの法律は適用されませんもんね。

○吉原市民総務課長　　そうですね。

○委員　　そういうところにも経営を求めなければいかんのですよ、そもそも。だから、一番やられて困るのが、倒産とか撤退されたときに、じゃあ、責任は行政に残るんだけど、担い手をどうするかという問題なんですよ。

○吉原市民総務課長　　そうですね。

○委員　　だから、経営が不透明なところは、正直、参入してほしくない。やっぱり大企業がやると、正直言ってクオリティの高いサービスが提供できているんですよ、中身を見てみると。広く、指定管理者に民間事業者を入れたいというのはわかるんですけれども、そもそも指定管理者にこういうことをやっていますというふうな形で、行政のほうもPRできているのかどうか。ただ、PRはちょっと難しい、デリケートな問題があると思うんですよ。だけれども、良質な業者を集めようと思ったら、それはやむを得ないと思うんですよ。

○会長　　委員さんがご担当されているのは、コミュニティセンターだけですかね。

○委員　　はい。

○会長　　他の、例えばスポーツ施設なんていうのは本当にテニスコートだけを管理している地元の組合のような組織が対応しているんですけども。

○委員　　そうなんですけれども。だから、私が担当させてもらっているところを見ると、まちづくりという問題があるので、そこと密接に関わってくるから、官民が連携しないとできない問題ってあるじゃないですか。というか、この流れを強めていかないと、良いまちづくりができないと思うんですよ。

　　いくら政令指定都市だからといっても、過疎化している地域があるじゃないですか。だ



とすると、民の中でも活用のあり方という部分が異なってきますし。そうすると、各区役所部会、各区役所の現場の意見というのが重要になると思うのですよね。

そこが、だから、業者と連携してやらないと、過度に重複しているサービスがあって、本当に必要なサービスが足りないという場合もあると思います。

○会長 コミュニティセンターの件は、公民館のことですか。

○委員 公民館はまだ。

○会長 重複しているというか。

○吉原市民総務課長 それはあとでお聞きしようと思っていたんですけども。

○委員 市民局じゃなくて、他の局です。

○会長 ですから、それはどこということですか。

○委員 もう7月にもお話ししたので、ちょっと今、どこか出てこないですけども。

他の局が所管しているところで似たようなことをやっているよというお話が出ていたので、地域代表の方から。

○吉原市民総務課長 その件に関しては、指定管理者に、その周辺の市の指定管理による公共施設での動向を、一応、注視して、そういった上で事業展開してくださいというようなお願いはしていこうかと思っています。

それとはまた別の流れなんですけれども、今、千葉市として、公共施設のあり方の見直しをしております、ちょうど先週も市民・文化部会でそういう話題になったんですけども、千葉市として今現在、公の施設をいっぱい持っているんですけども、これをこのまま全部維持していこうとなると、将来、財政的にかなり厳しくなってくるということで、延床面積総量を縮減していこうという考え方の方針を出しております。その中で数値目標も一応立てております。

その辺の具体的なやり方としては、近隣にある類似施設は統合していくとか、そういったようなことを、これから具体的に、じゃあ、どことどこを、とかという計画を立ててやっていこうというような動きがありますので。その中で、委員さんがおっしゃられたようなことも対応していくことも可能かなというふうには思っております。

○委員 そのときに、現場の意見も。

○吉原市民総務課長 はい。そうですね。

○委員 お願いします。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、指定管理者の情報開示に関して、今、ご意見が出たと思いますけれども、委員さんはまだ評価されていないということで、抽象的な話で結構なんですけれども、こういう資料があればというご意見があれば。

○委員 これは、企業の財政情報の開示は、作る側としてはかなり体力の要る話でございますので、一律にかなり敷居の高いものを求めるということは、ちょっとどうかなという気がします。

ではありますが、さっき出ていたBS、PLであれば、最低3年、これは常識的な線ですので。今はあれですか、1年、単年度だけなんですか。

○吉原市民総務課長 はい、1年です。

○委員 だと、ちょっとそれはまずいと思いますので、3年程度。知らなくてすみませ

ん、税務申告書の提出は求めているのですか。

○吉原市民総務課長 求めていないです。

○委員 ないんですね。

○委員 それは、前のときからずっと。

○委員 ないですか。

○委員 要望としては、我々は伝えてはいますけれども。

○吉原市民総務課長 今まで出たお話の中で、こういったものが必要じゃないかというふうなものとしましては、もちろん貸借対照表と損益計算書は必須のものということですが、そのほかに、いわゆる計算書類と言われている中の、株主資本等変動計算書ですとか個別注記表、それと事業報告ですね。それと計算書類の附属明細書、事業報告の附属明細書、こういったものがあればわかるのではないかというご意見をいただいております。また、こういったものを次の選定時には含めていくことも検討しているところです。

○会長 今、委員さんが税務申告書というふうにおっしゃいましたけれども、前の会計士の委員さんも、役所の収受印のある申告書を出してほしいというご意見が出ていたと思います。

○委員 信頼性の担保という意味からも、やはり税務署の収受印のある申告書。それに添付された決算書、つまりBS、PLということですが。

ただBS、PLというよりも、税務署に提出したものという制限がありますと、かなり信頼性が。でたためものを出すことはないですね。

○会長 一方で弊害はあるのですか。税務署に出したものを出すと困るよという。

○委員 いや、ないと思います。

○小川委員 別に公表するわけではないので。評価シートだけですよね、最終的には。最終的に市のホームページで公表するのは評価シートだけなんですよ。だったら、特に審議の過程で提出があったとしても困ることではないし。

○委員 困ることはないですね。

○会長 事業者側に差し支えはないということですね。

○委員 抗議するのも手間ですからね。

○委員 通常、銀行からお金を借りるときは、それを出しますもんね。

○委員 はい。だから、既にあるものをコピーするだけだから、手間はかからないし。

○会長 手を挙げる側のことを考えても、そのほうが楽ではないかと。弊害もないし。そういうことですね。そういうご意見があったということで。

ほかに、情報開示の関係で何かございますでしょうか。先ほどの委員のご質問で、他の部会の様子はどうかかという。委員は経験されましたでしょうか。

○委員 しました。

○会長 何か気がついたこととかはございますでしょうか。

○委員 決算書が足りないところとか、そういったところは確かにありましたけれども、あるいは、わからないから質問したとか、それはありますけれども、特別に内容を見て不都合というふうには感じてはおりません。

○委員 私が先ほども申し上げた発言というのは、業者を選定・評価するに当たって、その区の、その地域の問題をちゃんと理解しているのかと。例えば、どこかの他の町で指

定管理者の実績があって、それをそのままテンプレートでコピーして持ってきているという可能性もあるじゃないですか。例えば、先ほどの話で言うと、同じ区の中でも農村部のところが残っているところもあれば、都会化が進んだ問題もあると。あと、都会化が進んでいる中で、若い人たちが多いところはいいんですけども、高齢者のゾーンがあって、限界集落とまでは言いませんが、ちょっと過疎化が進んで、今日的な課題を抱えているというところもあるでしょう。そうなったときに、取組みの内容というのは変わってくると思うんですよ。例えば、高齢者の多いところだったら、収益性は乏しいんですけども、防犯とか、そういう啓蒙活動も入れておいてほしいし。子育て世代が多いところだったら、そういった内容ですね。そういったところから、業者のほうと行政のほうで問題意識が共有できているのかなというのがちょっと気になって。

○吉原市民総務課長　　ということは、選定をする段階で、管理運営の基準ですとか、あるいは、募集要項の中に、市側でそれらをつくる時に、その施設の地域性ですとか、そういった特性を踏まえたものにしてやるべきではないかということによろしいんですかね。

○委員　　コミュニティセンターとかになったらそうですよね、本来。行政が本来、財政的に余裕があったら一番取り組むところじゃないですか。それを民間に投げるといときに、民間だからといってクオリティを下げているわけではないでしょう。民間ならではの何かの創意を期待する。そもそもの行政がやっていたことはやってほしいわけですから。

○吉原市民総務課長　　全くないとは言わないんですけども、今の管理運営の基準ですとか、そういったものというのは、どちらかというと、要は、この施設を維持していくための、例えば建物の清掃はどうだとか、そういうランニングのほうに重きを置いて。

○委員　　だから正直なところ、ああいう施設は民間に投げてもいいと思うんです、正直言って、箱物管理だから。だけれども、こちらが扱うのは人を扱うわけじゃない、結局、まちづくりの根幹の。だから、そこが、扱っている対象が違っているんだから。となると、選定基準とかも変わってくるんじゃないのというのが僕の意見なんです。

○吉原市民総務課長　　ソフト面をもっと強化した基準に。

○委員　　だから、画一的な評価がなじむようなものじゃないのが入っている、そもそもが。

○会長　　難しいですね。おっしゃるところが。画一の要請というのも一方ではありますので。

○委員　　だから、財政負担の話ばかりが先に出過ぎちゃって。だから、何かちょっと違うような気がするんですよ。もうちょっときめ細かいことをやってほしいと思う面もあるし。だから、こういうコミュニティセンターで、正直、利益が出るというのがよくわからないんです。見ていて。

○吉原市民総務課長　　利益は出ないと思います。

○委員　　正直なところ、トントンであってほしいわけで、理想を言えば、企業の社会的奉仕というような形で。ただし、これで利益が出るとなると、それだけ余剰人員が増えるということでしょう。雇用が促進できるということじゃない。

○吉原市民総務課長　　何をもって利益というか、ということもあるんですけども、少なくとも、全体的話でいうと、今、コミュニティセンターの運営というのは独立採算ではやっていないわけですね。指定管理委託料を払ってやっているわけですから。

- 委員 その指定管理の委託の収支明細を見たら、これはないよねという話が。
- 吉原市民総務課長 指定管理委託料を払っているだけのサービスを提供しているかということですか。
- 会長 公認会計士の委員さんにお伺いしたいのですが、一般管理費で計上できるものというのは決まっているんですか。
- 委員 決まっています。
- 会長 委員さんのおっしゃっている問題意識については、どういうところで汲めばいいんですかね。選定の基準の問題に尽きるのでしょうかね。
- 委員 制度設計の話じゃないですか、常に委員がおっしゃっているように。
- 会長 そうすると、政策論になってしまったりしますので。
- 吉原市民総務課長 今、私が思うのは、最初の公募時の管理運営の基準をいかに工夫して作るかということかなというふうに、今、考えられる対策としては、と思うんですけども。
- 会長 地域に対する理解を深める。ファクターを設けて。
- 吉原市民総務課長 お話としては、その施設の運営に当たって、その地域の特性とかを活かした指定管理者を選定できるようにすべきだというようなことでよろしいでしょうか。
- 会長 あるいは自主事業じゃないですかね。その特性を発揮できるというのは。
- 委員 本当はそうでしょうね。余りやり過ぎると、それはそれで利用者を圧迫することになりますからね。
- 吉原市民総務課長 自主事業はもうけさせるためにやらせている面がありますからね。
- 委員 そういう極端なのは、昔ありましたよね。極端なもの。とある部会のところで聞いて、ありましたよ。
- 吉原市民総務課長 そうですか。
- 委員 余り名前を挙げるとあれなので。
- 会長 ただ、自主事業は別に利益だけの話ではないですよ。地域のコミュニティに関するものをやっているということですよ。利益が出れば還元する。
- 吉原市民総務課長 いかに、利用者を増やすかということでも自主事業というのが大きな意味を持っていると思いますので。要は、集客的な自主事業をすることによって来てもらって、それを機会に、それ以外に普通にも使ってもらおうというきっかけづくりにするという意味では、もちろん自主事業というのは役に立ちますので。
- 委員 新規に、また業者を募集することになるじゃないですか、来年度の。そのときに、千葉市の地域振興の方針とかというのは、説明か何かでお話されていますか。
- 吉原市民総務課長 来年度します。
- 会長 各区の実情に合ったようなお話をしていただいたほうがいいと、そういうご趣旨でしょうかね。
- 委員 何か、単に違う町の業者が入ってきて、営利のためにやっているというような感もあるので、やっぱりちゃんと住民に寄り添ったコミュニティセンターの運営ができるようになってほしいなと思うんですよね。
- 吉原市民総務課長 どちらかというところ、千葉市が指定管理者制度を導入した経緯とい

う中で、経費縮減というところを大きく取り扱って、そこを重視して導入してきた経緯というのがありますから、そこに対しても、ご意見として委員さんからそういったご意見をいつもいただいているというふうに思っていますので。

○委員　そうですね。

○吉原市民総務課長　考慮していきたいと思います。

○委員　今、過渡期だと思うんですよ。次に公民館も指定管理者の対象になるので、そこでスクラップアンドビルドができればいいかなというふうには思うんですが。同じようなものがあるんだっただらば、ちょっと見直していくというのは、もう、しようがないですよ。

○会長　ちょっと関連の質問なんですけれど、事業者のほうで事業計画を立てますよね。それを市に提出するわけですけど、その際に市と何か折衝というのは行うんですか。出したものをそのまま受け取っちゃうだけなんですか。そこで、ある意味、行政指導みたいな、こうこうこういうのをやってほしいとか。

○吉原市民総務課長　内容の調整はあります。

○会長　そうですか。それは各部会というか、区役所等で対応しているんですか。

○吉原市民総務課長　それぞれの施設所管ですね。

○会長　じゃあ、その委員さんがおっしゃっている、きめ細かい地域の文化等について何かを盛り込もうとすれば、その段階で、その市とのやりとりの中で何かお話できますよね。

○吉原市民総務課長　はい、そうですね。それは、ある程度は可能だと思います。ただ、その前段のところで大枠が決まってしまうと、なかなか難しい部分があるかもしれませんけれども。

○委員　うまくやっているところもあるんですよ。うまいこと営利と非営利を両立させているところが。

○会長　行政指導も、言って嫌だと言われたら、そうですかと。とりあえず試してみるというのも一つのやり方かもしれませんので、そこで工夫の余地があるかもしれませんね。

よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。

(なし)

○会長　そうしましたら、議題1はこれで終了いたしまして、次に、議題2「その他」についてに移りたいと思います。

事務局のほうで、何かございますでしょうか。

○吉原市民総務課長　それでは、今回の委員会の会議録の公開につきまして、ご説明いたします。

今回の委員会の会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

ご確認いただきましたら、市のホームページに掲載して公表いたします。

以上でございます。

○会長　今のご説明につきまして、何か、ご質問等はよろしいでしょうか。

(なし)

○会長　それでは、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は全て終了しました。あ

りがとうございました。事務局にお返しいたします。

○佐久間市民総務課長補佐　それでは、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

　以上をもちまして、平成26年度第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。

　本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。